

## 特定労務管理対象機関の指定申請等について

### 1 制度概要

- 2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用される。
- また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間（B・C水準：年1860時間以下）を適用する医療機関を特定労務管理対象機関として都道府県が指定し、指定医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等の措置を講ずることとなる。

### 2 指定に向けた方針等について

- 都道府県が指定するに当たっては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

#### ① 方針

- 申請する医療機関の妥当性については、地域の医療体制と密接に関係することから、地域医療構想との整合性を確認しながら、地域医療対策協議会での協議を経て、医療審議会の意見を聴くこととする。

#### ② 今後のスケジュール

- 2023年3月 指定要件等をHPで公表
- 2023年4月 指定申請受付開始
- 2023年6月 審査基準の公表
- 2023年度内 医療対策協議会における協議、医療審議会における意見聴取、  
医療機関の指定・公示

#### ③ 指定要件

- 水準ごとに指定要件（別紙資料3-2）を満たす必要がある。